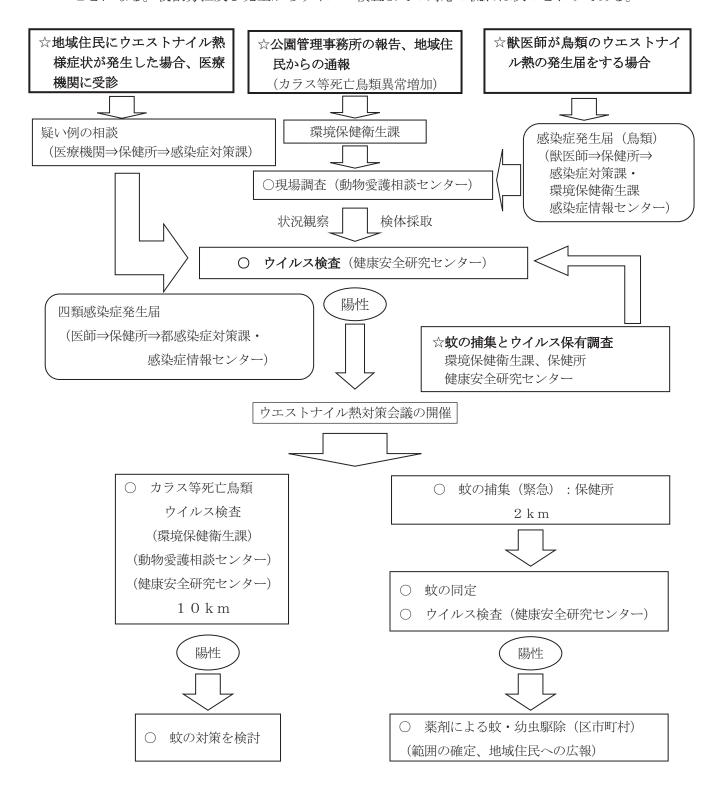
11 ウエストナイル熱発生時の対応例

ウエストナイル熱が発生した場合には、ウエストナイル熱対応指針に基づき対応する ことになる。役割分担及び発生からウイルス検査までの対応の流れは次のとおりである。



VI 関係団体との連携

予防計画では、関係機関との連携を図り危機管理体制を確立することを基本方針の一つとしており、感染症が発生した場合であっても、関係機関との連携の強化等、迅速かつ的確な防疫活動により感染の拡大及びまん延を防止するとしている。

都では、蚊が媒介する感染症が発生した場合に備え「殺虫剤の備蓄と供給に関する協定」を日本防疫殺虫剤協会等と締結し、都有施設で蚊の駆除を行う際に必要となる防疫用殺虫剤の備蓄を行っている。また、「蚊の駆除業務等に関する協定」を東京都PCO協会と締結し、発生時における蚊の生息調査と駆除等の体制を構築するなど、関係団体との連携を整備している。

なお、このVI章でいう平常時とは、都内及び首都圏で蚊が媒介する感染症に感染した 患者が発生していないときで、かつ、蚊等から感染症の病原体が検出されていないとき をいい、発生時とは、都内及び首都圏で蚊が媒介する感染症に感染した患者が発生した とき、又は蚊等から感染症の病原体が検出されたときをいう。

1 殺虫剤の備蓄と供給に関する協定

発生時に蚊の駆除等の対象地域(半径 10 k m圏内)にある庁舎、学校、公園等の都有施設で必要となる殺虫剤を短期間に確保することを目的として、平成22年2月に協定を締結している。

- (1) 協定名称 蚊が媒介する感染症の発生に備えた殺虫剤の備蓄と供給に関する協定
- (2) 協定先 日本防疫殺虫剤協会及び協会加盟2社

(3) 協定の概要

備蓄殺虫剤は流通在庫を活用するランニングストック方式とし、協定に基づき日本防疫殺虫剤協会加盟 2 社と契約している (表VI-1)。また協定には、備蓄量を超える殺虫剤又はそれ以外の殺虫剤が必要であると判断したときの供給の協力についても規定している。

表VI-1	備蓄殺虫剤	レ数量
1 X V I I		

備蓄殺虫剤 の種類	剤型	数量
IGR	2g発泡錠	92,000 錠
	0.5g発泡錠	120,000 錠
	粒剤	2,130 k g



写真VI-1 備蓄殺虫剤保管状況

2 蚊の駆除業務等に関する協定

発生時に蚊の駆除業務等を行う作業者や必要な散布機材、車両等を確保することを 目的として、平成22年3月に協定を締結している。

- (1) 協定名称 蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除業務等に関する協定
- (2) 協定先 公益社団法人東京都ペストコントロール協会
- (3) 協定の概要

発生時に必要となる蚊の生息調査と駆除等の業務に必要となる人員等の確保について、応援協力体制を整備している。また、東京都PCO協会のみで蚊の駆除業務等を行うことが困難な規模で感染症が発生した場合は、全国組織である公益社団法人日本ペストコントロール協会等を通じて隣県のペストコントロール協会に応援協力を求めることとしている。

Ⅲ 参考資料

- 1 普及啓発資料・様式例
 - (1) 生息調査及び駆除の委託契約書仕様書(例)

ここに例示する2種類の仕様書は、自治体がウエストナイル熱等媒介蚊対策のための業務委託を行う際の、標準的な仕様書例として「PCOのためのウエストナイル熱媒介蚊対策マニュアル」(公益社団法人日本ペストコントロール協会発行)を参考に作成したものである。そのため、蚊及び鳥類に関するサーベイランスの標準仕様書となっているので、デング熱、チクングニア熱又はジカウイルス感染症に特化したサーベイランスを実施する場合には、トラップの設置時間を24時間にする等の工夫が必要である。都が実施しているサーベイランスについては、83ページの2で紹介している。

- 1 蚊及び鳥類のサーベイランス標準仕様書
- 1-1 蚊のサーベイランス (成虫捕獲調査)
 - (1) 期間

契約締結日から 10 月 31 日まで

- (2) 捕獲調査用トラップ ドライアイスを併用したライトトラップ (CDC 方式)
- (3) トラップ設置箇所 指定した○○市内 20 箇所 1 箇所当たり 1 台設置
- (4) トラップ設置回数 1 箇所について年間 10 回、合計 200 回
- (5) 作業内容
 - ①設置(原則として毎週木曜日の15時から16時までの間)
 - ②回収(設置した翌朝の9時から10時までの間)
 - ③運搬(検体を収容した回収容器に冷媒を入れ、検査機関まで運搬)
- 1-2 鳥類のサーベイランス
 - (1) 期間

契約締結日から3月末日まで

- (2) 対象地域
 - ○○市内全域

(3) 回収基準

- ①死後24時間以内と推定できるカラスなどを回収する。
- ②同一箇所、同一時期に複数羽のカラスの死体があった場合には、中毒の疑いもあるため回収の対象としない。

(4) 回収手順

- ①公園等施設管理者や担当係は、(3)の回収基準に合致するカラスの発見や通報を 受けた場合、委託業者に回収を依頼する。
- ②委託業者は、カラスを速やかにビニール袋等に入れて密封し、それを冷媒の入った容器に入れ、検査機関に即日搬入する。なお、検体の識別ができるようにビニール袋などには、検体採集日、場所、識別番号を記載した依頼書と同一番号を記載する。
- ③委託業者は、カラスを搬入することが確実になった場合、具体的な搬入時間を事前に担当係に連絡する。
- ④土日を含む祝祭日等で連休となる前日の検体回収については、その当日搬入が可能かどうか検討するため、検体回収を行う前に検査機関に連絡し、検体回収の必要性があるか相談する。

2 衛生害虫等駆除作業標準仕様書

この仕様書は、衛生害虫等駆除について記載したもので、担当係が指示した場合に、これを履行する。

- (1) 件 名 平成〇年度衛生害虫等駆除作業の委託(単価契約)
- (2) 目 的 衛生害虫等の駆除を実施し、感染症のまん延を防止すること。
- (3) 期 間 平成○年4月1日~平成○年3月31日
- (4) 作業区域 ○○市内全域
- (5) 委託作業 衛生害虫駆除薬剤散布作業
- (6) 作業内容 作業細目のとおり
- (7) 契約単価 散布車1台当たりの単価
- (8) その他
 - ①契約代金の支払いは月払いとする。
 - ②業務中は、行政の仕事であることをよく確認の上、業務内容を把握し、市民の誤解を受けないよう腕章を着用し、服装等に注意すること。
 - ③住民からの意見や要望などがあった場合は、直ちに担当係に報告すること。

駆除薬剤散布作業細目

(1) 作業内容

薬剤散布車(以下「散布車」という)を使用し、薬剤散布による衛生害虫駆除作業を行う。

- (2) 散布車について
 - ①作業車は常に整備し、その散布車に担当課が指定した薬剤・機材を常備すること。
 - ②作業車1台につき、運転手1名、作業員2名とする。また、責任者を決め担当係に届けること。
 - ③作業に必要な薬剤・器材及び伝票などの帳簿類は、委託業者の負担とする。
 - ④使用薬剤、器材は担当係の検査を受けること。
- (3) 作業日について
 - ①作業時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。
 - ②作業日は、土・日曜、祝日を除く、月曜から金曜までの毎日とする。

- ③担当課が事前に通知した土・日曜、祝日は、担当係指定者立会いのもと薬剤散布を行うものとする。ただし、緊急時、担当係から要請があった場合はこの限りではない。なお、細部については担当係の指示を受けること。
- ④作業予定日の前日の天候により、作業実施困難と予想される場合は、担当係と委 託業者間で協議の上、作業を中止する。
- (4) 指定薬剤名
 - ①10%フェニトロチオン乳剤
 - ②10%フェノトリン水性乳剤
 - ③ピリプロキシフェン粒剤
 - ④10%メトプレン懸濁剤
 - ⑤5%エトフェンプロックス乳剤
- (5) 実施内容
 - ①作業場所

公共発生場所及び自主的駆除が困難な場所(雨水ます、植栽、空き地など)

②作業方法

ア 雨水ますへの作業

施行範囲 〇〇市内全域

使用薬剤 ピリプロキシフェン粒剤

作業方法 雨水ます 1 箇所に、ピリプロキシフェン粒剤 2.5g を散布する。散布間隔は、25~35 日以内に 1 回とする。また、作業する前に各丁目ごと 1 箇所以上生息調査 (定点観測)をする。

イ 樹木への作業

施行範囲 害虫発生駆除に必要な樹木とする。

使用薬剤 10%フェニトロチオン乳剤

作用方法 動力・肩掛噴霧器を使用し、作業する。実施にあたっては、消毒実施中の掲示をし、樹木周囲の車等薬剤がかからないように退避させる。

ウ 川への作業

施行範囲 指定した範囲

使用薬剤 10%メトプレン懸濁剤または5%エトフェンプロックス乳剤

作業方法 10%メトプレン懸濁剤は、流水量を計算し1時間接触で散布する。5% エトフェンプロックス乳剤は、川底に降りて投入する。川底に降りる 際は、命綱などを使用し十分注意する。

エ 空き地への作業

施行範囲 発生源になりそうな箇所の全て

使用薬剤 10%フェニトロチオン乳剤

作業方法 動力・肩掛噴霧器を使用し、上記薬剤を散布する。

(6) 遵守事項

- ①業務開始前、終了時には、必ず作業場所、人数、責任者氏名等を担当課職員に連絡すること。
- ②民有地に立入る時は、所有者の承諾を受けること。
- ③作業完了後、各車ごとに責任者の確認印を押した「害虫駆除薬剤散布作業完了届」 2 通を翌日午前中までに担当係に提出すること。
- ④作業は作業日程及び担当係の指示に基づいて実施するとともに、事前の気象状況 を的確に把握すること。
- ⑤契約締結後「年間害虫駆除予定計画表」を担当係に提出すること。
- ⑥作業終了後、作業日誌を担当係に提出すること。
- ⑦移動中及び作業中において、作業が遅れる、中断せざるを得ない場合は、直ちに 担当係に連絡すること。
- ⑧使用する薬剤の製品安全データシートを担当係に提出すること。

(7) その他

- ①作業車に故障を生じ、使用不能の場合は、速やかに代替配車をすること。
- ②作業終了後、薬剤使用量を担当係に報告すること。
- ③緊急時の連絡体制を整えること。

(2) 施設管理者向け小冊子「施設管理者向け 蚊の発生防止対策」(表紙のみ)



[小冊子の内容]

- ・蚊の対策の重要性について
- ・蚊が媒介する主な感染症
- ・都内で見られる蚊の種類
- 蚊の一生
- ・蚊の防除
- ・幼虫対策のポイント1 施設周辺のたまり水 ポイント2 雨水ます・排水ます ポイント3 建物内、屋上など ポイント4 寺社・墓地
- ・成虫対策のポイント やぶ、草むら
- ・薬剤の使用について

(3) 都民向けリーフレット「蚊をなくして快適な夏を!」

(表紙)

文をなくして快適な夏を! 感染症を媒介する蚊の発生防止対策



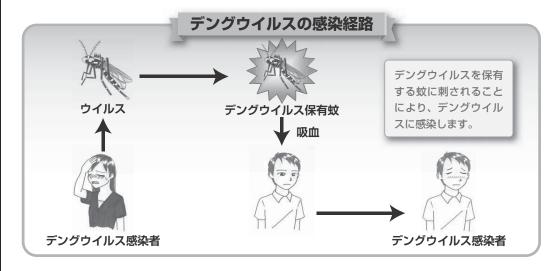
平成 26 年、我が国では約 70 年ぶりとなるデング熱の国内発生が確認されました。この病気は、デング ウイルスを保有する蚊に刺されることで発症する感染症です。このため、デング熱のまん延を防ぐには、都 民一人ひとりが、日頃から蚊の発生防止に努めることが重要です。

このパンフレットを活用し、蚊をなくして安全・快適に過ごしましょう。

デング熱について

デング熱は、デングウイルスに感染することにより起こる感染症で、主な媒介蚊はヒトスジシマカやネッ タイシマカです。人と蚊の間で感染を繰り返し、人から人へは直接感染しません。

典型的な症状として、蚊に刺されてから2日~15日(多くは3~7日)の潜伏期間の後、高熱(38~ 40℃)・頭痛・関節痛・筋肉痛・発しんなどの症状が現れます。特別な治療法はなく、症状に応じた対症療 法が行われます。多くの人は、1週間ほどで症状が回復します。



※ 詳細は、以下のホームページに掲載されています。

デング熱について (東京都福祉保健局)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/dengue.html

デング熱の予防

デング熱に有効な予防接種はありません。予防は蚊に刺されないように することが重要です。

そのため、ヒトスジシマカ等を減らすよう対策を行い、蚊に刺されない ようにしましょう。



こんなところが潜み場所





(裏表紙)

デング熱を媒介する蚊



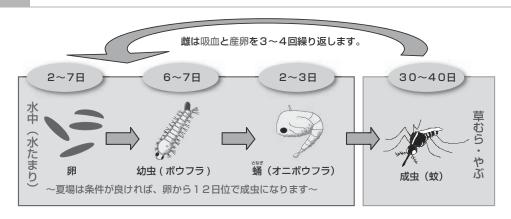
デング熱の他、チクングニア熱、ウエスト ナイル熱を媒介します。

ネッタイシマカもデング熱を媒介します。これまで東 京都の調査では捕獲されたことはありませんが、国内で は過去に国際空港の周辺で捕獲されたことがあります。

この他にも、感染症を媒介する主な蚊として、アカ イエカ (ウエストナイル熱)、チカイエカ (ウエスト ナイル熱)、コガタアカイエカ(ウエストナイル熱、 日本脳炎)、ハマダラカ(マラリア)などがあります。

写真提供:田中誠氏

ヒトスジシマカの一生



関連情報(東京都ホームページ)

●デング熱(東京都感染症情報センター) 症状、予防のポイントの他、都内の流行状況について http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/dengue/

東京都 デング熱 検索



- ●蚊媒介感染症(東京都感染症情報センター) 蚊が媒介する感染症の種類、症状などについて http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/mosquito/
- ●感染症媒介蚊対策について(東京都福祉保健局) 東京都における感染症媒介蚊対策について http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/eisei/baikaikataisaku/index.html

相談窓口

蚊についての相談・お問合わせは、お住まいの特別区(区役所・保健所)及び市町村(市役所・町村役場)の ねずみ昆虫等の防除事務を所管する部署までご連絡ください。なお、市町村 (八王子市及び町田市を除く。) にお住まいの方は、管轄する各保健所生活環境安全課環境衛生係でも受け付けています。

リサイクル適性(A) の印刷物は、印刷用の紙 リサイクルできます。